

(地Ⅲ109F)

平成 26 年 8 月 11 日

都道府県医師会
感染症危機管理対策担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について

西アフリカ 3 か国を中心に流行が続くエボラ出血熱への対応については、8 月 8 日付文書（地Ⅲ107F）をもってご連絡申し上げたところです。

今般、WHO（世界保健機関）のエボラ出血熱に関する緊急委員会が、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると判断したことを受け、厚生労働省健康局結核感染症課長および医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長から各検疫所長に対し、添付の通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

本通知は、検疫所長に対し、①西アフリカの流行国（ギニア、リベリア、シエラレオネ）から日本への入国者は、パリ、ロンドン、ドバイ、ヘルシンキ、ドーハ、アムステルダム等を経由して入国することとなるので、乗り継ぎ便の把握に努めること、②乗り継ぎ到着便の乗客に対し、サーモグラフィーによる体温測定、エボラ出血熱の流行国に滞在していた者に対して、その旨自己申告するよう呼びかけること、③エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、検疫官による聞き取りを行い、必要に応じて医師による診察を行うとともに健康監視を行うこと等を求めるものです。

つきましては、貴職におかれましても本通知の内容をご承知おきいただくとともに、貴会管下郡市区医師会ならびに会員に対して、周知いただきたくご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健感発 0808 第 2 号
食安検発 0808 第 1 号
平成 26 年 8 月 8 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)
医 薬 食 品 局 食 品 安 全 部 企 画 情 報 課 検 疫 所 業 務 管 理 室 長
(公 印 省 略)

西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について

現在、西アフリカのギニア、リベリア及びシエラレオネ（以下「エボラ出血熱の流行国」という。）においてエボラ出血熱の流行が続いており、世界保健機関（WHO）の報告によると約 1,711 名の患者のうち、約 932 名が死亡している（平成 26 年 8 月 4 日現在）。

また、WHO は、エボラ出血熱に関する緊急委員会を開催し、今月 8 日にエボラ出血熱が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう指示する。

記

1 入国者への対応

エボラ出血熱の流行国からの入国者は、パリ、ロンドン、ドバイ、ヘルシンキ、ドーハ、アムステルダム等を経由して本邦に入国することとなるので、検疫官は、エボラ出血熱の流行国からの乗り継ぎ便の把握に努めること。

また、検疫ブースにおいて、到着便の乗客に対し、日頃から実施している発熱者の発見のためのサーモグラフィーによる体温測定を行うことに加え、エボラ出血熱の流行国に滞在していた者に対して、当該国に滞在した場合にはその旨自己申告するよう呼びかけること。

2 仮検疫済証の交付

検疫においては、検疫感染症等の非流行地から来航した船舶及び航空機であっても、エボラ出血熱の流行国から帰国した乗組員又は乗客を確認した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。

3 エボラ出血熱の流行国からの入国者の取扱い

エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、検疫

官による聞き取りを行い、必要に応じて、（１）のとおり医師による診察を行うとともに、（２）のとおり健康監視を行うこと。

（１）診察等

診察の結果、38℃以上の発熱に加え、激しい頭痛、関節痛、筋肉痛、胸痛、腹痛、嘔吐、下痢、食思不振、脱力、原因不明の出血などの症状があり、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、検疫法（昭和26年法律第201号。以下「法」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき隔離の措置をとること。

なお、隔離の措置をとった場合は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

ア 到着前21日以内に、エボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐物、排泄物など）との接触歴がある者

イ 到着前21日以内に、コウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある者

（２）健康監視

エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在していたことが確認された者で、（１）のア又はイのいずれかに該当する者については、法第18条第2項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所について報告を求めるとともに、504時間（21日）内において、1日2回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求めるものとする。

この間、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、法第18条第3項の規定に基づき、当該者に対し、医療機関において診察を受けるべき旨その他エボラ出血熱の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。）に対して、当該者の氏名、年齢、性別、国籍、職業、旅行の日程、健康状態、当該者に対して指示した事項、当該者に係る国内における居所及び連絡先並びに当該者が検疫感染症の病原体に感染したことが疑われる場所を通知すること。

なお、当該通知を行った場合は、その内容を直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

4 患者等の搬送

エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合は、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を徹底すること。

5 渡航者への情報提供

渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、ポスターやホームページ等を活用し、情報提供すること。